

# 特定路線価設定申出書などの記載例

平成△年分 特定路線価設定申出書  
令和

課税年分を記入します。

○ ○ 税務署長

〒 〇〇〇-〇〇〇〇  
令和〇年〇月〇日 申出者 住所 (所在地) 〇〇市〇〇5丁目6番7号  
(納税義務者)

納税義務者からの申出に限りです。 氏名 (名称) 国税 三郎

相続税等の申告のために必要がある場合のみ申し出ることができます。 職業 (業種) 不動産 特定路線価の設定が必要を確認するため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をご活用ください。

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 相続税申告のため (相続開始日 R△年 8月20日) 被相続人 (住所 <u>〇〇市〇〇5丁目6番7号</u> ) (氏名 <u>国税 太郎</u> ) (職業 <u>不動産貸付業</u> ) <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため (受贈日 _____)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する路線価を設定する道路の所在地、状況等」
3 添付資料	(1) 物件案内図 (住宅地図の写し) (2) 地形図 (公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日 R〇年 3月 _____ (4) その他 (・ 特定路線価設定申出書の提出チェックシート ・ 令和〇年分路線価図〇〇〇〇〇〇ページ ・ 登記事項証明書の写し)
4 連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 <u>〇〇市〇〇町123番地</u> 氏名 <u>埼玉 京子</u> 職業 <u>税理士</u> 電話番号 <u>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</u>
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先に送付

※ □欄には、該当するものにレ点を付してください。

添付書類には、評価する土地等及び特定路線価の設定を申し出る道路の位置が特定できるよう適宜の目印などを付記してください。 <例>

(資9-29-A4統一)

- ◎ この申出書等の様式は、国税庁ホームページの関東信越国税局コーナーからダウンロードできます。 <https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm>
- ◎ この記載例の4枚目「評定担当署一覧」をご覧ください、該当する評定担当署に提出(持参又は郵送)してください。
- ◎ この申出書を提出した場合でも、評価する土地等を、路線価を基に評価することができる場合には、特定路線価を設定しない(回答できない)こととなりますので、ご了承ください。

(2.11)

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 (住居表示)	〇〇市〇〇5丁目123番11 及び同所123番13  ( 〇〇5丁目3番4号 )		特定路線価により評価する土地等の所在地等を評価単位に基づき、画地ごとに記載してください。
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) 国税三郎 (利用状況) 宅地(自用地)	145.5 m	その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」などと記載してください。
道路の所在地	〇〇市〇〇5丁目124番6 及び同所124番7		「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
道路の幅員及び奥行	(幅員) 4.2m	(奥行) 約25m	「評価する土地等の前面道路の幅員」及び「路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離」を記載してください。
舗装の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装済 ・ <input type="checkbox"/> 未舗装		
道路の連続性	<input type="checkbox"/> 通抜け可能 ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 ) <input checked="" type="checkbox"/> 行止まり ( <input checked="" type="checkbox"/> 車の進入可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 )		<input type="checkbox"/> 通抜け可能 ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 ) <input type="checkbox"/> 行止まり ( <input type="checkbox"/> 車の進入可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 )
道路のこう配	約3度		特定路線価を設定する道路にこう配がある場合に傾斜度を記載してください。
上水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 )		各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合又は、「特定路線価を設定する道路」に敷設されていないが、引込距離が約50m程度で、容易に引込み可能な場合をいいます。
下水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 )		
都市ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( <input type="checkbox"/> 引込み可能 ・ <input type="checkbox"/> 不可能 )		
用途地域等の制限	( 第一種住居 ) 地域 建蔽率 ( 60 ) % 容積率 ( 200 ) %		その土地等の存する地域の都市計画画法による用途地域、建蔽率及び容積率を記載してください。
その他 (参考事項)	建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路 (〇年〇月〇日に位置指定を受けたもの) この道路に接道する土地の所有者6名が同一持分を所有しています。		
上記以外に土地等の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。 また、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を併せてご活用ください。			

(頁 9 - 30 - A 4 続一)

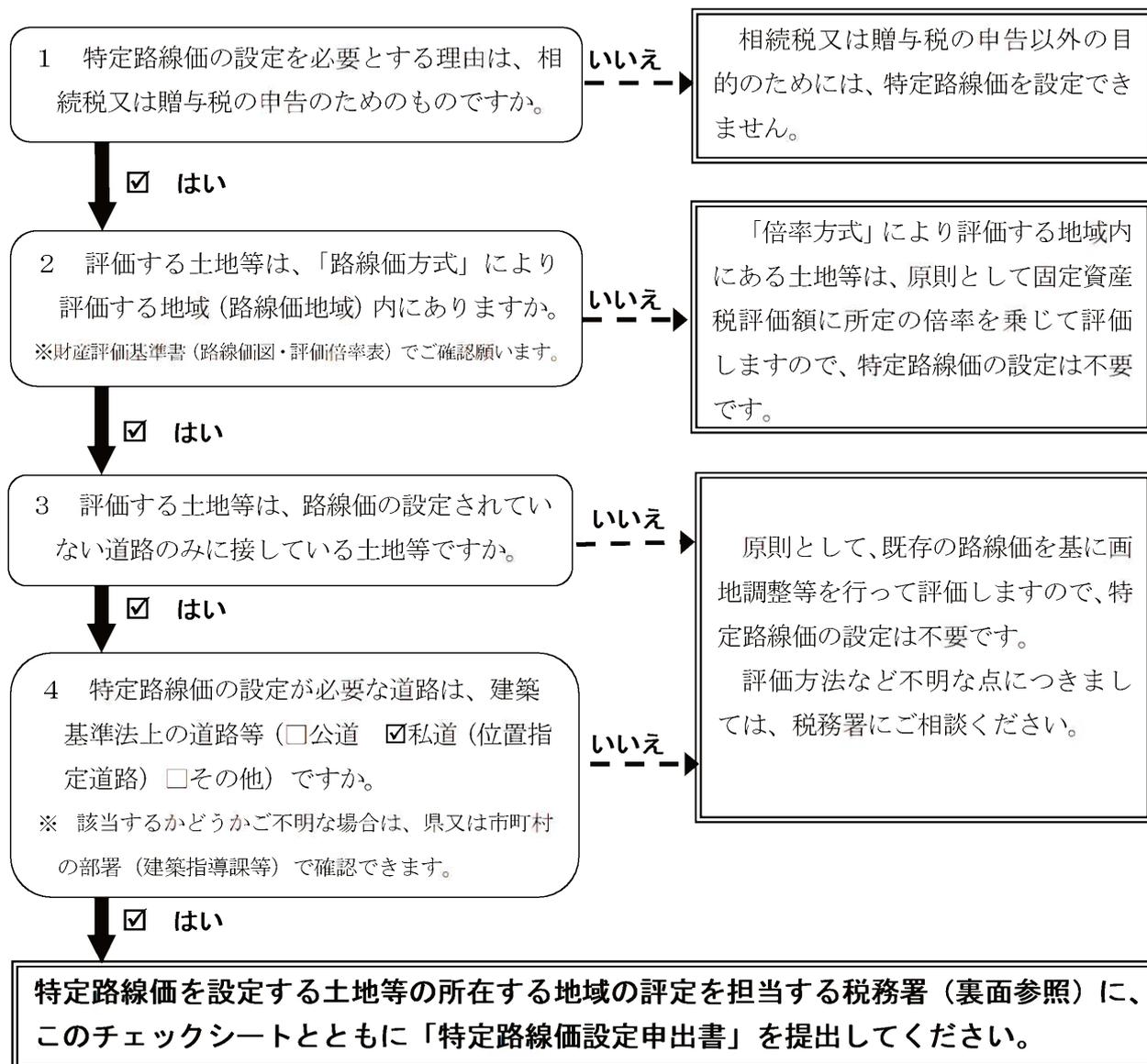
(2.11)

## 特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： 国税 三郎

土地等の所在地： 〇〇市〇〇5丁目123番11ほか1筆

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。  
なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
- ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
  - ② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【[www.rosenka.nta.go.jp](http://www.rosenka.nta.go.jp)】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、概ね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。
- ※5 税務署での面接による相談は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

## 評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 <b>水戸税務署 評価専門官</b> Tel 029-231-4211 (代表)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 <b>宇都宮税務署 評価専門官</b> Tel 028-621-2151 (代表)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 <b>前橋税務署 評価専門官</b> Tel 027-224-4371 (代表)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 <b>川越税務署 評価専門官</b> Tel 049-235-9411 (代表)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 <b>浦和税務署 評価専門官</b> Tel 048-600-5400 (代表)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 <b>春日部税務署 評価専門官</b> Tel 048-733-2111 (代表)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 <b>新潟税務署 評価専門官</b> Tel 025-229-2151 (代表)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 <b>長野税務署 評価専門官</b> Tel 026-234-0111 (代表)

(注) 各税務署の電話は、自動音声によりご案内しています。問合せをされる場合は「2」を選択し、電話対応した職員に担当部署をお伝えください。